

答申保第37号  
平成26年2月4日  
(諮問保第43号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）第11条の規定に基づき、平成22年10月26日付けで、「平成〇年〇月〇日（〇〇第〇号）及び平成〇年〇月〇日（〇〇第〇号）に〇〇警察署の警察官が作成した鹿児島県知事・保健所長宛の保護通報書の中の私に関する全ての情報」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成22年11月25日付け鹿生企第337号で、保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、平成22年12月27日付けで実施機関の上級庁である鹿児島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書の中で述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 当該公文書は存在しませんとの回答であるが、〇〇警察署より送られた同一の通報書が、〇〇保健所・〇〇病院に現在も存在している。

イ そもそもこれらの通報書は〇〇警察署作成の公文書であり、先に鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されたことや保護カードの訂正請求の内容とも密接な関係がある。どうか開示に向けての審査をお願いする。

ウ 当該公文書は廃棄されたとのことであるが、何時、何方が、またパソコン内のデータまで消去されているのかどうか教えていただきたいと思う。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

対象保有個人情報が記載されている「精神障害者（アルコールの慢性中毒）等の発見、保護通報書」（以下「通報書」という。）は、保護業務に関し、被保護者等の住所、氏名及び保護時の状況等を保健所長に通報するために警察官が作成するものである。

(2) 不開示決定の理由

ア 通報書は、鹿児島県警察文書管理規程（以下「文書規程」という。）に基づいて、保存期間を1年未満と定めており、作成部署において、作成後1年を経過しない時点で廃棄することとされている。また、通報書は、電磁的記録ではなく、紙の文書として作成するものである。

イ 平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで作成した通報書（以下「本件通報書」という。）については、原本を保健所に送付し、写しを作成部署において保存するものであり、1年未満保存文書であることから、それぞれ平成〇年〇月及び同年〇月までの間に廃棄したものと史料される。

ウ 平成22年10月26日付けの本件開示請求受理後、作成部署である〇〇警察署において調査を実施したが、保存期間を経過したため既に廃棄されており、本件通報書は存在しないため不開示（不存在）としたものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年 1月26日	諮問を受けた。
2月23日	諮問実施機関から処分理由説明書を受理した。
3月 1日	審査請求人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
3月31日	審査請求人から意見書を受理した。
平成25年 5月29日	諮問の審議を行った。
6月24日	諮問の審議を行った。（諮問実施機関から処分理由等を聴取）
10月30日	諮問の審議を行った。
平成26年 1月22日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、本件通報書に記載されている審査請求人に関する情報である。

本件審査請求は、本件処分を取り消し、不存在とされた審査請求人に係る上記の情

報の開示を求めるものである。

イ 実施機関における文書の保存について

鹿児島県警察における文書については、文書規程に基づき、保存が行われている。

文書規程（第33条）に基づき、公文書は、保存期間が1年未満であるものを除き、文書及び図画については文書管理表により、電磁的記録については電磁的記録管理表に記載し、管理しなければならないこととなっている。

また、文書規程（第39条）に基づき、公文書の保存期間は、当該公文書を作成し、又は取得した日の属する年の翌年（会計年度によるものは公文書を作成し、又は取得した日の属する年度の翌年度）の初日から起算するものとする。ただし、保存期間が1年未満の公文書は、当該公文書を作成又は取得した日から起算することとなっている。

ウ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

文書規程（第33条及び第39条）の規定により、文書については、保存期間が1年以上である場合は文書管理表に記載があるが、保存期間が1年未満である場合は文書管理表に記載がなく、作成後1年を経過しない時点で廃棄されることとなる。

諮問実施機関は、通報書の保存期間は1年未満であり、本件通報書は平成〇年〇月及び同年〇月までの間に廃棄したものと史料されると説明していることから、審査会が事務局職員に〇〇警察署の文書管理表を確認させたところ、当該文書管理表に通報書の記載はなく、通報書の保存期間は1年未満であることが確認された。

以上のことから、平成22年10月26日付けの本件開示請求に係る本件通報書については、1年未満の保存期間を経過したため既に廃棄され、存在しないとする諮問実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。